



年金総合研究所 ニュースレター

No.	Issopm - Press - A0008
発行日	2013年9月17日
編集	年金総合研究所 広報

“年金総合研究所シンポジウム”を開催

2013年7月25日 東海大学校友会館(霞が関ビル35階)にて、第2回目となる『年金総合研究所シンポジウム』を開催いたしました。〈後援：公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構、社団法人日本年金数理人会 / 協賛：株式会社シーエーシー〉当シンポジウムは、先の国会で成立した「社会保障と税番号制度」をメインテーマとして取り上げ、事前にお申込みいただいた約240名の方々にご来場いただきました。



シンポジウムの開会に先立ち、当研究所の坪野剛司理事長より、シンポジウムにご来場された方に対して謝意と挨拶が述べられました。また今後も年金に関わる重要テーマについて、シンポジウムを継続して開催していきたい意向を示し、今回ご参加をいただいた皆様方に対して、引き続きのご支援をいただけるよう求められました。

■ 行政報告：『社会保障・税番号制度の導入について』

内閣官房 社会保障制度改革 担当室長 中村秀一様

中村様は、社会保障と税の一体改革の検討に向けて設置された国民会議の事務局の長であると同時に、内閣官房の社会保障改革担当室でも室長を務められており、番号制度の実現に向けて現在ご活躍されておられます。講演は行政報告として、番号制度の経緯や仕組みなどについてお伝えいただきました。

- 番号制度の議論は1970年頃、政府がコンピュータ処理に関する様々な標準化の一環として統一の個人コードを作ることが目的として検討が始まったが、その後ストップした。
- 2009年の民主党のマニフェストで、歳入庁の設置と番号制度をつくることが公約化され、その年の税制改正大綱に盛り込まれたことで、法制化に向けての動きが加速した
- 番号制度を導入する趣旨は、複数機関に点在する個人の情報を的確に識別できるようにして社会保障・税制度の効率性・透明性を高めることである (次頁へ)



- 導入効果として、正確な所得把握が現在より正確になり、社会保障や税の給付と負担の公平化を図ることに繋がる
- 各種行政は事務の効率化が図られるとともに、大災害等の支援もスムーズに行えると期待されている
- 番号制度の利用範囲は、広いほど利便性は高いものの情報管理やリスクやコストも高くなるため、まずは税と社会保障で使用するアメリカ型を目指すこととした
- 番号制度で使用する番号は、基礎年金番号や住民票コードという既存の番号は使用せず、新しい番号を設けることとなった
- 情報管理は安全性に配慮して、情報を一元管理するのではなく、それぞれの組織に置いたまま管理をする分散方式が採用された
- 番号制度の対象者は、住民コードが住民票に記載されている日本国籍のある人と、中長期の在住、および特別永住者となる外国人
- 番号を付与するのは、市区町村側であり、その番号を作るのは、地方公共団体情報システム機構
- 新しい番号は、きめ細かい社会保障給付、所得把握、災害時の活用、事故情報の入手、行政からのお知らせ、事務手続きの簡素化などに使用する
- 医療や介護サービスの質の向上に番号制度を活用すべきという声もあるが医療内容にかかわることであり、今後も検討していくことになっている
- 番号制度の番号は、法律の中で何に使えるかという93項目が限定列挙されている
- 個人番号が付与された際は、通知カードが自治体から交付される
- 制度上扱う個人情報の保護措置として、独立した第三者機関(特定個人情報保護委員会)を設置する
- コンピュータシステム上の保護措置としては、情報の分散管理に加えて、住民がアクセス記録や行政側の管理範囲などが分かる仕組みなどを検討している
- 今後、2015年秋ごろに番号が付番され、2016年から運用が始まり、2017年1月からマイポータルなどの情報の接続などが実施されていくスケジュールとなっている
- 個人番号のほか、法人番号もあり、国税庁長官が法人に対して法人番号をつけることとなっている

■ 講演 1 : 『番号制と所得把握 – 社会保障の観点から – 』 東京大学名誉教授 宮島 洋 様

宮島先生の講演は、番号制導入に際して問題となる、所得の把握にともなう課題についてお話しをいただきました。

- 日本の税制は、申告が原則だが納税者の事務負担を軽減するために源泉徴収を多用する事で、申告不要制度を作ってきた歴史がある
- 社会保障や社会福祉、公営住宅や奨学金の決定などは本人による申請が原則である
- 今日では、本人が申請や申告という必要な手続きをする考え方は評判が悪く、行政で必要な情報を収集して決めて欲しいとの考え方がむしろ多いと思える
- 今回の番号制の意義は社会保障領域での行政主導の手続きへの転換にあると考える
- スウェーデンの所得税は原則として申告主義だが、行政が申告書を作成して納税者に送付し、納税者が内容を確認して納付する流れが実態であり、実質は行政側で実施している
- 所得の把握やチェックのためには、第三者に、法定調書の提出が義務付けられていることが必要
- 社会保障給付や租税負担、保険料や医療の窓口負担や高額療養費の基準となる所得などが正しいかを知るためには番号制だけでは実現できない
- サラリーマンに対して、自営業は収入(事業所得)の概念が異なる上、多種多様であるため、所得把握は大変困難である。これは社会保障にとって非常に大きな意味を持つ
- アメリカやスウェーデンやドイツは納税者番号を採用しているが、事業所得に法定調書を義務付けている国はない



(次頁へ)

- 自営業者が仕入をおこなった時は必要経費と消費の部分の区別ができないため、所得税でも消費税でも所得の把握ができない
- 自営業者は仮に納税者番号を義務付けても、所得把握ができないということになる
- 利子や配当の支払額や雑所得などについては、法定調書が不要であることが多く、国や地方の税務機関が把握可能な個人所得というものは給与や年金に限られる
- アメリカでは、IRS(Internal Revenue Service)が5年おきに15,000件位の申告書を無作為抽出し、徹底的な税務調査をして正しい税額と実際の納付額のギャップを調べている
- 日本で個人の所得把握するためには、法定調書を厳しく義務化することや、予定納税を厳格化して申告事業者に義務化するなどの手段なければ難しいだろう
- 現在の税制のままで被用者年金と国民年金の一本化するというのはかえって不公平であり、これは情緒的な議論となっているように感じる
- 納税者番号制度が導入されると給与所得の捕捉率はさらに高くなるが、事業所得は手つかずとなり、格差が逆に広がる可能性がある
- 公的年金の最低保障という概念は、所得を過少に申告して保険料を払わず、最低保障年金の受給権を得るといったインセンティブが働いてしまう
- 日本の高齢化は世界に飛びぬけて高いが、租税負担率は世界に冠たる低い実態がある
- スウェーデンやデンマークのように社会保障にともなう国民負担率が5割近くになる国と日本とでは事情が違うが同じような低所得者対策を実施しようとする発想はナンセンス
- 日本の税制が現状のままで、給付付税額控除を実施しようとしても、実施の体制がなく不公平が倍増すると思われる

■ 講演 2 :

『共通番号導入による行政サービスの変革 – 業務プロセスの観点から – 』

東京工業大学大学院教授 飯島淳一 様

飯島先生は情報システムに関する工学的アプローチが専門であり、主にビジネスプロセス管理について研究されておられます。また、番号制度の導入に向けて内閣府の情報連携基盤技術ワーキング委員および電子行政に関するタスクフォースにも参画されました。講演では、税・社会保障を含む行政サービス全体からの分析結果などについて解説をいただきました。



- 業務としての行政サービスの分析には、国民,申請,受付,関連組織とのやりとり,関連組織,国民へのサービスという6つの観点で捉えて特徴的な属性を見出すことができる
- 見出した属性に対して、国民の視点と行政の視点に加えて、共通番号の導入の視点を加えてどのような変化があるかを分析している
- 人が一生のうち経験する出来事（ライフイベント）単位に整理と分析を行い、共通番号導入により変革される業務を人と人の関係に着目してビジネスプロセスを検討している
- 従来、行政から広報誌等を通じて促されていた情報は、番号制度導入後は個人にピンポイントでプッシュ配信され申請手続き等の簡素化が期待される
- 番号制度導入後は、インターネット上のマイポータルを利用して行政側から、国民一人ひとりに対応した通知を受けとる仕組みが実現されるだろう
- 番号制によりシステム化されると、行政側から国民にPushすることが増えるため、申請のし忘れが減ると考えられる
- 使えるシステムとなるためには、社会保障と税だけでなく、その他の行政サービス全体、民間含めて大々的に実施しないといけない。出来ない業務がところどころにあると、使われないシステムになる可能性がある
- システム化に際しての別の大きな課題は氏名に使われる異体字(外字)である
- マイポータルがインターネット上で一般の国民に普及して普通に使われるようになるには何十年と掛かる可能性があるため、何等かの制限やインセンティブ等が必要かもしれない

● 大盛況のうちに年金総合研究所シンポジウムが閉幕

閉幕に際して、当研究所の副理事長の加藤肇より挨拶があり、当研究所に於いては4月よりマイナンバーに関する研究を開始し、数年先を見据えて、民間利用が可能な制度の提言を目指していると報告がありました。またシンポジウムへの参加者様とご協賛・ご支援を賜った方々への感謝の言葉が述べられました。

今回のシンポジウムの開催は、企画当初に予定した入場者数を越える参加申込みがある大盛況な会となりました。出来る限りのお申込みに応えられるように座席数を増設して対応しましたが、このことで窮屈な場所にお通しする事となりました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。



お知らせ

当日のシンポジウム講演録を配布を予定しています。

現在、ご講演内容を冊子に取りまとめ、ご希望の方に配布させていただく準備をしております。準備が整い次第、当研究所のホームページ上でお申込みの方法をお知らせさせていただきます。



当ニュースレターで今後取上げて欲しいテーマやご要望・ご意見などございましたら、年金総合研究所HPのお問い合わせフォームからお知らせください。

お問い合わせ先：<http://www.issopm.or.jp/contact/>